

長野原町地域防災計画



令和5年8月

長野原町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1編 総 則	1-1
第1節 計画作成の趣旨	1-1
第1 計画の目的	1-1
第2 計画の構成	1-1
第3 計画の運用等	1-2
第4 防災会議	1-3
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
第3節 防災面から見た長野原町の特性	1-12
第1 自然的特性	1-12
第2 社会的特性	1-15
第3 災害履歴及び予想される災害	1-19
第4 主な災害の被害想定	1-28

第2編 災害予防

第2編 災害予防	2-1
第1節 災害に強いまちづくり	2-3
第1 土砂災害対策	2-3
1 砂防事業の促進等	2-3
2 斜面造成地の災害防止対策の推進	2-3
3 土砂災害警戒区域等の指定	2-3
4 警戒避難体制の強化	2-3
5 山地災害事業の促進	2-5
6 農地防災事業の推進等	2-5
第2 水害対策	2-6
1 河川事業の推進	2-6
2 治水対策の推進	2-6
3 水防体制の充実	2-6
4 ダム整備事業の推進	2-6
第3 雪害対策	2-8
1 雪害に強いまちづくり	2-8
2 雪崩対策施設の整備	2-8
3 雪に強い道路の整備	2-8
4 道路の除雪体制の整備	2-8
5 建設事業者の健全な存続	2-8
6 除雪計画等の策定	2-8
7 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備	2-9
8 大雪時の留意事項の周知	2-9
第4 震災対策	2-10

1	地震に強いまちづくりの推進	2-10
2	都市防災構造化推進事業の利用	2-11
第5	建築物の安全化	2-12
1	建築物等の耐震性確保	2-12
2	窓ガラス等の落下物防止対策等	2-12
3	ブロック塀等の倒壊防止対策	2-13
4	防災上重要な施設の堅ろう化	2-13
5	建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進	2-13
6	文化財の保護	2-13
7	空き家等の把握	2-13
8	建築基準の遵守指導	2-13
第6	火山災害対策	2-14
1	火山災害警戒地域の指定	2-14
2	火山防災協議会の設置	2-14
3	噴火警報等の伝達体制の整備	2-14
4	避難誘導計画の作成	2-15
5	避難誘導体制の整備	2-17
6	住民の防災知識の普及啓発	2-17
7	案内標識の設置	2-18
8	要配慮者への配慮	2-18
第7	避難所等・避難路の整備	2-20
1	指定緊急避難場所の指定	2-20
2	指定避難所の指定	2-21
3	福祉避難所の指定	2-23
4	案内標識の設置	2-23
5	避難路の整備	2-23
第8	ライフライン施設の機能の確保	2-24
1	ライフライン施設の機能確保	2-24
2	防災体制の整備	2-24
3	応急復旧用資機材の整備	2-24
4	需要者への防災知識の普及	2-24
第9	危険物施設等の安全確保	2-25
1	危険物等施設の安全性の確保	2-25
2	救急・救助、医療及び消火活動体制の整備	2-25
3	防災訓練の実施	2-26
4	その他の災害予防対策	2-26
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	2-27
第1	情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の確保	2-27
1	情報の収集・連絡体制の整備	2-27
2	通信手段の確保	2-28
第2	応急活動体制の整備	2-29
1	職員の非常参集体制の整備	2-29
2	職員に対する応急活動内容の周知徹底	2-29
第3	防災関係機関の連携体制の整備	2-30

1	町における受援・応援体制の整備	2-30
2	消防機関における応援体制の整備	2-30
3	一般事業者等との連携体制の整備	2-30
4	建設業団体との連携体制の整備	2-31
5	救援活動拠点の整備	2-31
6	円滑な救助の実施体制の構築の整備	2-31
7	水災に対する連携体制の構築	2-31
8	既存ダムの洪水調節機能活用体制の構築	2-31
9	複合災害への備え	2-31
第4	防災中枢機能の確保	2-32
1	防災中枢機能の整備	2-32
2	災害応急対策に当たる機関の責任	2-32
3	災害活動拠点の整備	2-32
4	公的機関等の業務継続性の確保	2-32
5	男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備	2-32
第5	救急・救助及び医療活動体制の整備	2-33
1	救急・救助活動体制の整備	2-33
2	医療活動体制の整備	2-33
3	保健医療活動の調整機能の整備	2-34
第6	消火活動体制の整備	2-36
1	消防力の整備	2-36
2	出火の防止	2-36
3	住民及び企業の消火活動体制の整備	2-36
4	消火活動計画の作成及び消火訓練の実施	2-36
第7	緊急輸送活動体制の整備	2-37
1	輸送拠点の確保	2-37
2	ヘリポートの確保	2-37
3	緊急輸送道路ネットワークの形成	2-37
4	災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等	2-39
5	道路の応急復旧体制等の整備	2-39
6	燃料の確保	2-39
第8	避難の受入体制の整備	2-40
1	警報等伝達体制の整備	2-40
2	避難誘導計画の作成	2-40
3	避難誘導訓練の実施	2-42
4	指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知	2-42
5	案内標識の設置	2-42
6	要配慮者への配慮等	2-43
7	新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応	2-43
8	避難所受入活動体制の整備	2-43
9	防災上特に必要とする施設の避難計画の策定	2-43
10	応急仮設住宅等の供給体制の整備	2-43
第9	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	2-45
1	備蓄計画	2-45

2	調達計画	2-45
第10	広報・広聴体制の整備	2-46
1	広報体制の整備	2-46
2	広聴体制の整備	2-46
3	災害時外国人支援情報コーディネーターの育成	2-46
第11	二次災害の予防	2-47
1	構造物に係る二次災害予防対策	2-47
2	倒木の流出対策	2-47
3	山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	2-47
4	資機材の備蓄・活用	2-47
5	建築物・宅地の被災宅地危険度判定体制等の確保	2-47
6	砂防ボランティアの受入れ体制整備	2-47
7	危険物等による被害の防止	2-47
第12	防災訓練の実施	2-48
1	総合訓練の実施	2-48
2	個別訓練の実施	2-48
3	認定こども園、小中学校における防災訓練の実施及び支援	2-49
4	広域的な訓練の実施	2-49
5	図上訓練の実施	2-49
6	実践的な訓練の実施と事後評価	2-49
第3節	住民等の防災活動の促進	2-50
第1	防災知識の普及・啓発	2-50
1	防災知識の普及	2-50
2	職員に対する防災教育	2-52
3	学校教育による防災知識の普及	2-52
4	防災知識の普及啓発資料の作成・配布等	2-52
5	風水害に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援	2-52
6	防災訓練の実施指導	2-53
7	要配慮者への配慮	2-53
8	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	2-53
9	疑似体験装置等の活用	2-53
10	被災地支援に関する知識の普及	2-53
11	災害教訓の伝承	2-53
12	緊急地震速報の普及、啓発	2-53
第2	住民、事業所等の防災活動の環境整備	2-55
1	災害時の役割分担	2-55
2	住民の果たすべき役割	2-55
3	消防団の育成強化	2-55
4	水防団、水防協力団体の育成強化	2-55
5	自主防災組織の活動	2-56
6	災害時救援ボランティア活動の環境整備	2-57
7	事業所（企業）防災の促進	2-58
第4節	災害時の要配慮者の安全確保	2-61
第1	在宅要配慮者に対する安全確保	2-61

1	要配慮者の把握と支援	2-61
2	避難行動要支援者への対応	2-61
3	緊急連絡体制の整備	2-63
4	避難体制の強化	2-64
5	消防機関及び警察署の支援	2-65
6	地域住民及び自主防災組織の支援	2-65
7	防災教育及び啓発	2-65
8	防災と福祉の連携	2-65
9	環境整備	2-65
10	人材の確保	2-65
第2	要配慮者利用施設における安全確保	2-66
1	施設の防災体制整備	2-66
2	施設の安全性の強化	2-67
第3	在住外国人に対する安全確保	2-68
1	在住外国人の所在把握	2-68
2	防災知識の普及・啓発	2-68
3	防災訓練の実施	2-68
4	通訳・翻訳ボランティアの確保	2-68
5	誘導標識、避難所案内板等の設置	2-68
第5節	その他の災害予防対策の推進	2-69
第1	孤立化集落対策	2-69
1	孤立化のおそれのある集落の把握	2-69
2	孤立化の未然防止対策	2-69
第2	帰宅困難者予防対策	2-71
1	帰宅困難者の予測	2-71
2	県及び町の取組	2-71
3	大規模集客施設等の取組	2-71
4	各学校の取組	2-71
第3	大規模事故の予防	2-72
1	鉄道事故災害予防対策	2-72
2	道路事故災害予防対策	2-74
第4	県外の原子力施設事故の予防	2-76
1	情報の収集・提供の推進	2-76
2	放射線モニタリングの実施	2-76
第5	林野火災の予防	2-77
1	防火に資する林道の整備	2-77
2	監視パトロール等の強化	2-77
3	救助・消火体制の整備	2-77
4	医療活動体制の整備	2-77
5	林野火災消火体制の整備	2-77
6	防災訓練の実施	2-78
第6	被災地支援対策	2-78
1	被災地支援対策	2-78
2	町外の被災した他地域からの避難者の受入れ対策	2-78

第7	業務継続体制の整備	2-79
1	業務継続計画（BCP）の策定	2-79
2	業務継続に必要な文書等の保存	2-80
3	罹災証明書発行体制の整備	2-80
第8	災害廃棄物対策	2-81
1	災害廃棄物発生への事前対応	2-81
第9	エネルギーの安定供給の推進	2-82
1	木質バイオマス利用プロジェクト	2-82
2	廃棄物系バイオマス利用プロジェクト	2-82

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策 3-1-1

第1章 風水害・雪害・土砂災害対策

第1節	災害発生直前の対策	3-1-2
第1	警報等の伝達	3-1-2
第2	避難誘導	3-1-19
第3	広域避難	3-1-22
第4	災害未然防止活動	3-1-24
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	3-1-25
第1	災害情報の収集・連絡	3-1-25
第2	通信手段の確保	3-1-28
第3節	活動体制の確立	3-1-30
第1	災害対策本部の設置	3-1-30
第2	災害対策本部の組織	3-1-32
第3	災害警戒本部	3-1-37
第4	職員の非常参集	3-1-38
第5	広域応援の要請	3-1-41
第6	自衛隊への災害派遣要請	3-1-45
第4節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	3-1-48
第1	水害・土砂災害対策	3-1-48
第2	風害・雪害対策	3-1-49
第3	施設等の対策	3-1-49
第4	危険物、有害物質等の対策	3-1-50
第5節	救急・救助及び医療活動	3-1-51
第1	救急・救助活動	3-1-51
第2	医療活動	3-1-54
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-1-58
第1	交通の確保	3-1-58
第2	緊急輸送計画	3-1-61
第7節	避難受入活動	3-1-64
第1	避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	3-1-64
第2	応急仮設住宅等の提供	3-1-70

第3	広域一時滞在	3-1-73
第4	町外からの広域避難者の受入れ	3-1-74
第8節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	3-1-77
第1	需要量の把握及び配給計画	3-1-77
第2	飲料水の供給	3-1-77
第3	食料の供給	3-1-79
第4	生活必需品等の供給	3-1-82
第9節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	3-1-84
第1	保健衛生活動	3-1-84
第2	防疫活動	3-1-87
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置	3-1-89
第10節	被災家屋等に関する活動	3-1-91
第1	家屋の解体・廃棄物の処理	3-1-91
第2	被災住宅の応急修理等	3-1-91
第3	不法投棄の監視	3-1-92
第11節	被災者等への的確な情報伝達活動	3-1-93
第1	広報活動	3-1-93
第2	広聴活動	3-1-95
第12節	施設、設備の応急復旧活動	3-1-97
第1	施設、設備の応急復旧の実施	3-1-97
第2	公共土木施設の応急復旧	3-1-98
第3	ライフライン施設の応急復旧	3-1-99
第13節	自発的支援の受入れ	3-1-101
第1	ボランティアの受入れ	3-1-101
第2	義援物資・義援金の受入れ	3-1-103
第14節	要配慮者への支援活動	3-1-105
第1	災害に対する警戒	3-1-105
第2	避難支援活動	3-1-106
第3	要配慮者利用施設等の安全確保	3-1-107
第15節	その他の災害応急対策	3-1-108
第1	孤立化集落対策	3-1-108
第2	農林業の災害応急対策	3-1-109
第3	学校等の災害応急対策	3-1-110
第4	文化財施設の災害応急対策	3-1-112
第5	動物愛護	3-1-113
第6	災害救助法の適用	3-1-114

第2章 地震災害対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	3-2-1
第1	地震情報の収集・連絡	3-2-1
第2	災害情報の収集・連絡	3-2-3
第3	通信手段の確保	3-2-3
第2節	応急活動体制の確立	3-2-4
第1	災害対策本部の設置	3-2-4

第2	災害対策本部の組織	3-2-4
第3	災害警戒本部	3-2-5
第4	職員の非常参集	3-2-6
第5	広域応援の要請	3-2-8
第6	自衛隊への災害派遣要請	3-2-8
第7	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	3-2-8
第3節	救急・救助、医療及び消火活動	3-2-9
第1	救急・救助活動	3-2-9
第2	医療活動	3-2-9
第3	消火活動	3-2-9
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	3-2-12
第1	広報活動	3-2-12
第2	広聴活動	3-2-12
第5節	二次災害の防止活動	3-2-13
第1	水害・土砂災害対策	3-2-13
第2	建物・宅地対策	3-2-13
第3	危険物、有害物質等の対策	3-2-13
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-2-14
第1	交通の確保	3-2-14
第2	緊急輸送計画	3-2-14
第7節	避難受入活動	3-2-15
第1	避難・救助活動	3-2-15
第2	応急仮設住宅等の提供	3-2-17
第3	広域一時滞在	3-2-17
第4	町外からの広域避難者の受入れ	3-2-17
第8節	食料・飲料水・燃料・生活必需品等の調達、供給活動	3-2-18
第1	需要量の把握及び配給計画	3-2-18
第2	飲料水の供給	3-2-18
第3	食料の供給	3-2-18
第4	生活必需品等の供給	3-2-18
第9節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	3-2-19
第1	保健衛生活動	3-2-19
第2	防疫活動	3-2-19
第3	行方不明者の捜索及び遺体の処置	3-2-19
第10節	被災家屋等に関する活動	3-2-20
第1	家屋の解体・廃棄物の処理	3-2-20
第2	被災住宅の応急修理等	3-2-20
第11節	施設、設備の応急復旧活動	3-2-21
第1	施設、設備の応急復旧の実施	3-2-21
第2	公共施設の応急復旧	3-2-21
第3	ライフライン施設の応急復旧	3-2-21
第12節	自発的支援の受入れ	3-2-22
第1	ボランティアの受入れ	3-2-22
第2	義援物資・義援金の受入れ	3-2-22

第13節	要配慮者への支援活動	3-2-23
第1	災害に対する警戒	3-2-23
第2	避難支援活動	3-2-23
第3	要配慮者利用施設等の安全確保	3-2-23
第14節	その他の災害応急対策	3-2-24
第1	孤立化集落対策	3-2-24
第2	農林業の応急対策	3-2-24
第3	学校等の防災対策	3-2-24
第4	文化財施設の災害応急対策	3-2-27
第5	動物愛護	3-2-27
第6	災害救助法の適用	3-2-27

第3章 火山災害対策

第1節	発災直後の情報収集と伝達	3-3-1
第1	情報の種類〔浅間山、草津白根山〕	3-3-1
第2	噴火警戒レベルとその他の情報〔浅間山、草津白根山〕	3-3-2
第3	噴火警報等の伝達〔浅間山、草津白根山〕	3-3-9
第2節	避難誘導	3-3-13
第1	町長による避難指示等の発令〔浅間山（草津白根山は噴火警戒レベルのみ）〕	3-3-13
第2	避難対象地域と避難場所〔浅間山〕	3-3-19
第3	避難活動〔浅間山〕	3-3-22
第4	交通規制の実施〔浅間山〕	3-3-24
第3節	活動体制の確立	3-3-26
第1	災害対策本部の設置〔浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）〕	3-3-26
第2	災害対策本部の組織〔浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）〕	3-3-28
第3	災害警戒本部〔浅間山、草津白根山〕	3-3-30
第4	職員の非常参集〔浅間山、草津白根山〕	3-3-31
第5	広域応援の要請	3-3-32
第6	自衛隊への災害派遣要請	3-3-32
第7	二次災害の防止活動	3-3-32
第4節	救急・救助、医療及び消火活動	3-3-33
第1	救急・救助活動〔浅間山、草津白根山（一部、浅間山のみ）〕	3-3-33
第2	医療活動〔浅間山、草津白根山〕	3-3-35
第3	消火活動	3-3-36
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-3-37
第6節	避難受入活動	3-3-37
第7節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	3-3-37
第8節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	3-3-37
第9節	被災家屋等に関する活動	3-3-37
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動	3-3-37
第11節	施設、設備の応急復旧活動	3-3-37
第12節	自発的支援の受入れ	3-3-38
第13節	要配慮者への支援活動	3-3-38
第14節	その他の災害応急対策	3-3-38

第4章 その他の災害対策

第1節	災害共通の対策活動	3-4-1
第1	応急活動体制の確立	3-4-1
第2	災害情報の収集・連絡及び通信の確保	3-4-3
第3	広報・広聴活動	3-4-3
第4	救急・救助及び医療活動	3-4-3
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-4-3
第6	避難対策	3-4-3
第7	行方不明者の捜索及び遺体の処置	3-4-3
第2節	その他の災害への対応	3-4-4
第1	航空災害対策	3-4-4
第2	鉄道災害対策	3-4-7
第3	道路災害対策	3-4-8
第4	危険物等災害対策	3-4-9
第5	県外の原子力施設事故対策	3-4-11
第6	林野火災対策	3-4-13

第4編 災害復旧・復興

第4編	災害復旧・復興	4-1
第1節	生活の再建支援等	4-1
第1	被災者等の生活再建の支援	4-1
第2	中小企業者・農林事業者の再建支援	4-5
第3	復旧事業の推進	4-6
第2節	災害復興推進体制	4-9
第1	災害復興体制	4-9
第2	災害復興計画の策定	4-9
第3	災害復興事業の推進	4-10
第3節	激甚災害法の適用	4-11
第1	激甚災害の指定手続	4-11
第2	特別財政援助額の交付手続等	4-12